

◎新潟県告示第52号

港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の11第6項の規定に基づき、国際拠点港湾における埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同条第8項の規定により当該申請の内容を公衆の縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第11条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧の開始の日

平成26年1月21日

2 縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁（交通政策局港湾振興課）

3 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）